

# 平成26年6月定例会 常任委員会

## 総務委員会

委員長名	渡辺義信
委員会開催日	平成26年6月26日(木)、27日(金)
所属委員	[副委員長] 先崎温容 [委員] 矢吹貢一 星公正 宮下雅志 阿部裕美子 柳沼純子 亀岡義尚 斎藤健治



渡辺義信委員長

(1) 知事提出議案：可 決…7件

：承認…1件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件

：否 決…5件

[※議員提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(3) 請 願：不 採 択…4件

[※請願はこちら \[PDF\]](#)

## ( 6月26日(木) 総務部)

阿部裕美子委員

県税条例の一部改正条例について、資本金1億円を超える法人等の場合、法人県民税の税率が現行の5.8%から4%になるとのことであるが、本県でこれに該当する法人はどのくらいあり、どの程度の額が見込まれるのか。

税務課長

法人数については手元に資料がないが、この改正については、特定の法人に恩恵を与えるものではなく、法人県民税の税率を引き下げ、その引き下げ分に相当する国税の地方法人税が新たにつくられることになっており、法人が支払う税額は変わらない。

阿部裕美子委員

法人県民税の場合は引き下げだが、法人事業税は、資本金1億円以下の法人の場合には引き上げということで、1億円を境に税率が引き上げと引き下げに分かれていると読み取れる。その辺はどのように理解すればよいか。

税務課長

法人事業税については、税率を引き上げた分、現在、国に納めている地方法人特別税の税率が引き下げられることとなり、法人の大小にかかわらず、現在支払っている税額と平成26年10月1日以降の事業年度の税額は、納付先が国から都道

府県に変わるもので、トータル額に変更はない。

阿部裕美子委員

そうすると、県税収入の関係では余り影響は考えられないと理解してよいか。

税務課長

県税収入ということでは、平成28年度から法人県民税は本格的に減収になり、法人事業税は増収になる。ただ、ここに地方交付税や地方法人特別譲与税が絡んでくるので、法人県民税については、県トータルでは若干増になると考えており、法人事業税については増減はほとんどないと考えている。

亀岡義尚委員

この条例改正の趣旨は、地域間の税源の偏在性は正のためとのことであるが、この税率変更によって、地域間の税源の偏在性はどのように是正されるのか。

税務課長

法人県民税については、県1.8%、市町村2.6%、トータル4.4%引き下げられ、これと同率の国税ができて全額地方交付税の原資に回る。端的に言えば、地方交付税の不交付団体である東京都において減収になった法人都民税相当額が地方交付税の原資に回り、不交付団体には配分されず、交付団体にのみ配分されるので、税収的には税源の偏在性が是正されることになる。

阿部裕美子委員

専決処分報告及びその承認について聞く。

公債費の利子について、年間所要見込みによる補正として5億2,586万3,000円の減額となっているが、その内容を聞く。

部参事兼財政課長

公債費については、県債償還に係る元金分と利子分に分かれているが、これはそのうちの利子分である。その歳入としては県営住宅使用料等を充てているが、県債償還に係る年間所要見込みにより減額したものである。

亀岡義尚委員

県税特別措置条例の改正について聞く。

企業立地促進法に基づく集積地域における県税の課税免除の適用期限を延長するとの改正内容であるが、これまでの本条例による課税免除の実績を聞く。

税務課長

平成25年度における免除件数は7件、免除税額は約1億7,200万円となっている。

亀岡義尚委員

この条例は、東日本大震災、原発事故災害に対する特例的な税制優遇措置との理解であるが、7件は多いとの認識か。あるいは、今回の延長によって、本県への企業立地がより一層見込まれるとの判断での改正か。

税務課長

企業立地促進法に係る部分については、これまでも、この法律により県内7地方振興局管内にそれぞれ企業立地がなされており、今後とも継続してなされると考えている。

委員の指摘は、福島復興再生特別措置法に基づく課税免除の件ではないかと思うが、それについては、別に福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例がある。同条例関係では、4月30日現在で不動産取得税、法人事業税合わせて約220件の課税免除の申請が出ており、順調に推移していると考えている。

阿部裕美子委員

職員の健康問題のうち、初めに市町村職員、特に避難地域市町村職員の健康状況について聞く。

この間、県立医科大学、ふくしま心のケアセンターが共同で実施した調査等の内容が発表されている。職員92名の約15%の職員が鬱病の状況を呈し、そのうち8名に自殺の危険性があるとの非常に厳しい結果が報告されているが、その状況

をどのように把握し、今後の対応をどう考えているか。

市町村行政課長

市町村職員の心のケアについては、我々としても、ことし4月以来、浜通り市町村等について、首長を訪問して心の部分について直接聞いてきた。通常と比べれば厳しいとの話を聞いている。

我々としては、各市町村が行う個別相談、研修会はもとより、自治研修センターの研修、地方公務員災害補償基金が行うメンタルヘルス総合対策事業の周知や市町村職員共済組合の制度利用の促進の働きかけ等を行っている。県みずからも、今年度新たにメンタルヘルスマネジメント実践研修を行うとともに、市町村の管理職員を対象としたメンタルヘルス事業を県内3カ所で実施するなどきめ細かな取り組みをしていきたい。

阿部裕美子委員

心のケア対策などの具体化は非常に重要なことだと思うが、果たしてそれだけでよいのか。調査の結果、鬱病の原因として①住民からの強い非難②長期間にわたる仕事量の増加③職員自身が被災者で、家族がばらばら④復興のめどが立たないとの4点が挙げられている。

言ってみれば東京電力（株）や国がきちんと対応しないことによる犠牲とも言える側面がある。そうした中で、これから長期にわたる復興対策に当たっていかなければならないのであるから、職員に対してもっと手厚い体制をとっていきべきと思うが、その点についてはどのように考えているか。

市町村行政課長

県としては、市町村の人事担当者によく連携を図り、その実態を見きわめたい。

阿部裕美子委員

今回の代表質問でも、県職員の長期病気休暇の状況等について質疑があった。

知事部局職員、教職員、警察職員について、それぞれ長期病気休暇、精神疾患の実態を見ると、知事部局職員の取得割合が最も高い。したがって、避難自治体だけでなく、県職員に対しても調査を行う必要があると思うが、その点ではいかがか。

人事課長

知事部局の病気休暇等の職員については、震災以降非常にふえている状況にある。それぞれの取得理由については、個別の事情があり、一概には言えないと捉えているが、復興関係の業務が増加し、長期化していることが背景にあると考えている。

阿部裕美子委員

各避難自治体に対しては、国や他の自治体からの職員派遣により対応してきたと思うが、市町村からの要望に対し、なかなか応え切れていない実態があると思う。その辺の職員不足に対する対応をどのように考えているか。

市町村行政課長

職員派遣については、総務省ルート、神奈川県ルート、東京都ルート、首長独自ルートといろいろあるが、6月1日現在で、要望総数272名に対して245名が派遣されており、90.1%の充足率となっている。

今後とも、市町村の合同選考試験の実施や、引き続き各都道府県を回って人的支援を要望しながら、各ルートをフルに活用し、充足率を100%近くにしていきたい。

阿部裕美子委員

そういう点では、国に対し、派遣を一層積極的に求めていくべきではないか。

平成26年度の「東日本大震災被災市町村への職員派遣について」という資料があるが、被災3県の要望状況として、宮城県は本県の5倍近い数を要望している。職種の内容等いろいろあろうが、福島県193人、宮城県867人、岩手県415人という要望状況をどのように考えているか。

市町村行政課長

その根拠資料を持ち合わせていないので一般的な答えになるが、宮城県の場合は、本県とは比べものにならないほどの津波被害を受けているので、即効性が求められる土木職等を大量かつ短期間に投入する必要がある。岩手県も同様だと思う。ただ、本県の場合は、原発事故による避難等の状況があり、例えば保健師の需要などに長期間にわたって対応していかなければならないと考えている。

阿部裕美子委員

職員配置の見直し問題について聞く。

国の財政制度等審議会では、地方自治体予算のあり方に関する議論として、歳出特別枠の削減方向を打ち出している。その内容は、地方公務員は国家公務員に比べて課長補佐クラスの職員比率が高いことから、課長補佐より給与水準の低い係長クラスの割合を国家公務員並みにふやせば給与の支払い額を国全体で1,600億円減らせるとのことである。今後そうした傾向が強くなるのが懸念されるが、同時に公立学校給食調理員等の民間へのシフトを強めることによって歳出削減が可能だとしている。

こうした議論について、県としてはどのように考えているか。

部参事兼財政課長

前段の歳出特別枠の部分について答える。

歳出特別枠は、いわゆる地方交付税の中の仕組みであり、リーマン・ショック以降、地方の財源が大変厳しい状況の中で、地方財政計画での地方全体の歳出水準をどの程度に設定するかを考えたときに、歳出を大幅に削減し過ぎると、地方の通常の行政活動に支障が出かねないこともあり、いわば特別枠として、その分の需要を地方財政計画の中に盛り込んだものである。

委員指摘の財政制度等審議会からの指摘については、リーマン・ショック後の非常時モードからそろそろ平時のモードに戻せということが根底にあり、経済状況の動き等を反映した中で、歳出特別枠を廃止してはどうかとの提言と受けとめている。

地方側としては、経済状況がまるっきり好転しているわけではなく、今後、自主財源が右肩上がりになることも望めない中で、サービス水準を切り下げることも厳しいため、歳出特別枠についてはぜひ維持してもらいたい。

阿部裕美子委員

国家公務員と地方公務員との比較については、財務省が指摘するような単なる比較では意味がない。さらに本県は、原発事故により平時の状況にはないので、こういう提案を受け入れること自体が大変難しい。

職員全体のやる気をどう引き出していくかとか、業務内容も平時とは異なる状況があるので、そこのところは今後の本県の課題としてしっかり考えていってほしい。

宮下雅志委員

今定例会の本会議でも議論になっているが、集中復興期間が平成27年度で終わるため、その期間を延長し、復興財源を確保していく必要があるとして、知事からも国に対して要望したとのことである。

国は復興財源を19兆円から25兆円に膨らませたが、国会でも、復興集中期間内に25兆円を使い切るのではないかとの議論があり、その後については必要に応じて手配するとの総理の答弁もあった。

きちんと対応していかないと、集中復興期間が平成27年度で終わり、あとの復興は福島県で自由にどうぞという流れになるのが最も怖い。その辺の議論、検討はどのようにになっているか。

部参事兼財政課長

ポスト25兆円ということがよく議論しているが、今のところ国から示されているフレームとしては、集中復興期間は5年間、枠としては19兆円から25兆円まで拡大された特別会計枠となっている。しかしながら、そもそもの復興期間は10年間ということでは始まっているので、残り5年間は少なくとも復興期間としてカウントされると思っている。

そうした中で、いわば前半の平成27年度までの25兆円については、27年度の当初予算時点で、残額が需要額に満たない

ことが想定されるので、その際には、国から所要額を措置するとの方針が示されていると認識している。

ただ、平成28年度以降どのような形で復興フレームが示されるかについては、今のところ何ら具体的なものが示されておらず、大変危機感を持っている。県庁内部としても、財源をいかに確保していくのかという手段の部分と、実際にどれだけの需要が必要なのかという積み上げの部分について、部局連携しながら作業を進めていきたい。

宮下雅志委員

私が危惧する点も課長の言ったとおりである。国とやりとりする際には、具体性がなければなかなか財源確保は難しい。特別措置法の改正や、基本方針に示された本県の復興を実現していく上で、例えば拠点整備については具体的に進んで形になってきている。その後、重点プロジェクトも含め、復興計画をいかに具現化していくかが非常に重要になってくる。一つ一つの事業を積み上げ、それに対して予算がどの年度でどのくらい必要かをそろそろ具体的に把握していかなければならない。

一例を挙げれば、再生可能エネルギープロジェクトは、方向としては大量導入が打ち出され、それに対する支援を国に要望している。ところが、その後の先駆けの地の実現となると、本県としてどこまでそれを目指していくのか、最終的な出口はまだ示されていない。多分、走りながら考えとの現場の考えもあると思うが、そういう漠然としたことだと、なかなか具体的な予算要求に結びつかない。

13の重点プロジェクトを含め、復興計画を具現化する作業は、今後どのような形で進むのか。

部参事兼財政課長

まず、柱となるべき重点プロジェクトや、施策の方向性については企画調整部、あるいは全庁的には新生ふくしま復興推進本部を中心として今後見直しなり磨き上げを行う。財政課としては、それと連動した形で、今後どれだけの復興予算が必要か積み上げなければならない。そのため、①平成27年度まで②28年度以降の5年間—にどの程度の財政需要が見込まれるかについて、現在、各部局に積み上げ作業をしてもらっている。ただ、それがいつの段階で明確になり、どういう形で示すことができるかまではまだ詰まっていない。

宮下雅志委員

県の復興計画なりプロジェクトについてはそういう形で進んでいくとして、県全体の復興であるから、市町村にどれだけの財源が必要かも議論になってくる。避難自治体は、復興計画が十分に固まっておらず、帰還を決めた自治体も、国とのやりとりをしながら固めていく中で、市町村の必要財源を県が一体となって捉えていくことが必要だと思うが、市町村との関係において、県はどのような形で取り組んでいるのか。

市町村財政課長

財政課長から、平成27年度までと28年度以降の財政需要を県庁内部で取りまとめているとの話があったが、我々のほうでも、市町村ごとに復興のスピードに差はあるものの、復興計画に基づく27年度までの財政需要、28年度以降の財政需要を取りまとめているところである。

宮下雅志委員

多分時間はすごく早く過ぎてしまう。私が省庁とのやりとりを重ねた経験では、理念的に気持ちだけで押しても絶対動かない。この法律のこの部分をこう変えて、ここに幾らつけてくれと具体的に提案しないと、なかなか検討に入ってくれない。ぜひその辺を含め、具体性のある要求をまとめてほしい。

斎藤健治委員

総務課長に聞く。

6月24日に自民党県連総務部会で変な資料により説明を受けた。内容は、平成22年12月23日、大玉村議会ほか4市町村議会から知事あてに県庁移転の意見書が出て、23年6月22日付で、石川地方町村議会議長会ほか12団体から県庁移転の要望書が出たというものである。

私が最も驚いたのは、こういうものが出たとき、知事に要望書を渡して内容を説明し、相手に対して回答するとかしな

いとか検討しているだろうから、何回ぐらいやったかと聞いたら、市町村議会が出した要望等に対し、全く検討会をやっていないとのことだった。

平成23年6月ということで、とうに終わった問題だが、私も市町村議会におり、議長会等で要望書をつくって知事に出した経験がある。せっかく議論して出したものを全く検討しなかったと言われたら情けない。

自民党県連の部会では余り聞かなかったが、きょうは本当にそうなのか聞いて、しっかりと議事録に残してもらおう。

総務課長

市町村議会からの意見書あるいは団体、個人等からの要望書が県に提出された際の対応についてであるが、いずれも県庁移転を求める内容となっている。現在、震災からの復興・再生に優先的に取り組む中で、県庁舎については、現庁舎の耐震改修等を行い、適切に維持管理しながら長期的、効率的に利用していくとの考え方で県は動いている。

そのような考え方を踏まえ、委員指摘の意見書や要望書に対しては、個別の回答はしていないが、耐震改修等を行って現庁舎を使っていくという旨は、折に触れて話している。説明不足であったとすれば大変申しわけない。

斎藤健治委員

私はわざわざ日付まで言っている。最初に意見書が出された平成22年12月13日の時点では、大震災はまだ起きていない。23年3月11日以前の話であり、その時点では、まだ耐震工事をやるかどうかは決まっていない。今の説明では納得できないが、終わったことだからこれ以上言わない。

次に情けないのは、現在、本庁舎の耐震改修をやっているが、一体幾らかかるのか。当初の予算からどんどんふえてきているが、これで終わりなのか。今後については、例えばこの部屋の天井に梁が入ってくることは聞いているが、その後は何もやらないのか。サッシも1枚ガラスだが、きちんとしたものにするためにはペアガラスにしなければならない。冷暖房設備、電気設備の改修、光回線にするなどの計画も全然ないのか。

無駄な改修という面では、以前、我々がやる必要はないと言った時計台の改修を強行したが、地震が来たとき、ぐらんぐらん揺れて結果的には壊した。あれも何千万円もかけたと思うが、誰も責任をとらない。

30年もたせるという話だからしっかりやっておくべきだとは思いますが、一体どこで終わるのか。当初の予算は幾らで、どのくらい増額し、今後さらにふえる予定があるのかないのか説明願う。

部参事兼施設管理課長

まず、予算の経過であるが、平成23年度当初予算において本庁舎耐震改修の基本計画、実施設計の委託費を計上する際に、23年2月定例会の総務委員会において、想定される総事業費を約43億円と説明した。

その後、基本計画、実施設計を作成する中において、中庭に鉄骨アウトフレーム工法を採用することとし、平成25年度当初予算において、耐震改修工事に着手するため約48億円を計上した。その後入札を行ったが、労務単価や建築資材高騰などによる入札不調でなかなか落札できない状況が生じたことから、平成25年12月補正予算において労務単価、建築資材の増加、消費税引き上げに対応するため、増額補正を計上し、総事業費は約58億円ということで現在に至っている。

次に、工事の内容であるが、まずPC鋼棒を設置するために天井を解体している。執務室の内装工事としては天井、壁、床の改修、共用部分ではトイレの改修を行う。また、建物の外壁部分、屋上の防水の改修、外構工事として駐車場、中庭にあったごみ置き場の移転工事を見込んでいる。そのほか、空調の各設備機器及び配管の更新、衛生器具、水槽、給湯器、消火栓の各設備機器及び配管の更新、電気設備の配管、配線の更新等を見込んでいる。

なお、委員指摘のサッシのペアガラス化は、計画には含んでいない。

今後の工事費の増額については、工事を進める中でなるべくふえないよう努力していくが、今後の建築資材や労務単価の高騰、労務職確保のための交通費や宿泊費の計上などインフレスライドに対応する必要があると考えている。また、入札不調により工事着手がおくれたことから、工事を予定期間に終わらせるための進捗調整として夜間や休日の工事実施を行っており、労務費の割り増し等も発生している。さらに、実施設計段階では天井、壁の内側、中庭の地中部分等にあった不可視部分の配管の撤去、移設等が新たに発生している状況にあり、こういう想定外のものについて今後増額が生じ

るのではないかと考えている。

齋藤健治委員

58億円の予算には電気設備、壁、空調まで入っている。若干ふえるだろうとのことであるが、48億円から10億円ふえて58億円になった。また10億円ふえたら68億円、あつという間にどんどんふえていく。

生まれればやらざるを得ない。誰もあんなドアやトイレでよいと思っていない。道連れ工事という失礼だが、こういう改修をやっていくと、ここも、ここも直していかなければよいものにならないのは当たり前だ。50～60年もたっているのに、昭和20年代に建てたものがよいと言ってやるからこうなる。始まったものを文句を言ってもしょうがないが、切りも限りもなくかかると、前もって言うておく。

自民党が県庁移転の話はしばらくやめようというときに、総務課長がわざわざ来て説明するから聞かなければならない。というのは、本庁舎を改修して使っていくことまではよい。しかし、彼らが県中地域に県庁を移転しろという理由の一つに、玉川村と須賀川市の間にある福島空港の搭乗率が非常に悪くなってきたことがある。それは県庁から遠いからだと言っている。

当初計画は150万人、ピークの搭乗者は75万人、どんどん下がって今は20万人しかいない。当たり前だと地元の人はい言う。県庁から遠いから、福島に来る他県の人々は、須賀川市の奥まで来て乗りおりするより仙台空港を使う。私はこの話を聞いてなるほどと思う。

総務課長の説明は、県庁はここにあっても、今の時代は電子化されており、権限は7つの振興局に移譲しているから何にも問題はないとのことである。なるほどそうかもしれない。だとすれば、合同庁舎もそのように整備すべきである。

先日、総務委員会の県内調査で郡山合同庁舎を視察した。あそこをよいと言う人は誰もいない。権限移譲していると言うが、一例を挙げると、先日、政治資金収支報告書提出のために先崎副委員長と一緒にになった部屋は、2人を超えては座れない。消防法は大丈夫かと思うほど棚もごちゃごちゃしている。

そこは合同庁舎内だからまだよい。建設事務所は、建築確認と開発行為の担当者が別々のビルにいる。駐車場はとんでもないところにある。そうした状態で振興局に任せてあると格好いいことを言わないでほしい。

郡山合同庁舎は、今から10年前に、新しくつくるといって図面までできた。用地も決まったが、あれから10年間何もやっていない。いつどういう手順で合同庁舎ができて、皆が心配なく仕事できるのか。時間がたっているから、場所の問題も含め、いつまでに計画書を見直し、どういう予算でつくのか聞く。そういう計画もないまま、振興局に任せていると言われても納得できない。7振興局が入っている庁舎のうち、全部とは言わないが、5つぐらいはどうにもならない。

総務課長は、振興局は県民に應えるサービスを十分提供していると言うが、我々は納得できない。地元に行ってそういう説明をしなければならないがどうか。

部参事兼施設管理課長

郡山合同庁舎の整備については、10年前に実施設計を了したが、財政的な問題等々もあり、今は凍結している状況にある。ただ現在、今後の整備に向けて構造耐力等調査を実施しており、本年9月末ごろに調査結果がまとまる予定である。その調査結果も踏まえ、県中建設事務所も含めた庁舎全体の整備手法やスケジュールなどの整備方針について、本年を目途に取りまとめていきたい。

齋藤健治委員

そうすると、郡山合同庁舎は、あのまま使うのかどうかを年内に決めるとのことによいか。我々の任期は来年11月まであるので、いいかげんな回答であれば何回も聞く。

そこで、先日総務課長にも言ったが、県中地域にあるのは合同庁舎だけではない。三春土木事務所、石川土木事務所、須賀川土木事務所や、須賀川農業普及所等があるが、いずれもプレハブ倉庫より悪い。よく我慢していると思う。単独庁舎で立派なのは保健福祉事務所ぐらいで、あとはどの庁舎を見ても情けない。

そういうものはいつやるのか。出先は合同庁舎、単独庁舎全部セットで考えていく必要がある。例えば合同庁舎の中に

須賀川土木事務所を入れるという考え方もあってよい。出先庁舎ができたころは、徒歩や自転車が主だったが、今は駐車場さえあれば多少便利が悪いところでも車があれば大丈夫だ。単独庁舎まで含めた計画を出してほしい。

県中地域だけでなく、県内全てそうだが、こういう話の際、必ず財源がないからできないと言う。本庁舎であれば30年後のことを考えて、私は30年後は100歳だが、記録として残しておかなければならない。というのは、庁舎は借金してつくってはいけないことになっている。つまり、自主財源を持っていなければならない。福島市も庁舎をつくったが、資金計画を立てて積み立てた金で整備した。

県庁舎も30年後を目指し、200億円でつくるのか300億円でつくるのかわからないが、あらゆる資金計画を立て、300億円なら10億円ずつ貯めていかなければならない。あるいは、PFI等により民間を活用し、30年間ローンで払っていく方法もある。どういう方法で整備するのか。

30年もたせるということは、裏を返せば30年後にはだめになるということである。建てかえ期間も1～2年でできるかどうかはわからない。来年度の当初予算からでも積み立てていかなければいつまでたってもできない。

郡山合同庁舎に戻るが、ビルを借りていれば民間は喜ぶ。しかし、その場合は駐車場もセットであり、遠く離れていては困る。9月には調査結果が出るとのことであるから、9月定例会の常任委員会に回答を出すよう約束してほしい。

総務部長

郡山合同庁舎については、9月に1つの調査が完了し、最終的には年内に整備手法、スケジュール等の方針を県として固めるので、そうした対応については、12月定例会の際に概要を述べるができると思う。9月にはまだ言及できない。

もう1点の合同庁舎、単独公所を含む県有建物全体の整備については、非常に重要な指摘である。

現在、県有建物は全体で約5,600棟ある。県として、それらを継続使用する、解体する、合体するなど、まずスクリーニングを行いたい。ただ5,600棟もあるので、その結果を踏まえてどうするかとの計画まで持つていくには、ある程度の時間を要する。財源問題を含め、平成28年度までには全体のスクリーニングを終え、県有建物全体をどうするか具体的な資産戦略を立てていきたい。

斎藤健治委員

須賀川市では、市庁舎を新しくつくる際に県の土木事務所や農林部の出先事務所と合築するような話があった。なかなかよい提案だったが、県は認めないとのことで話は終わった。こういう大きな施設をつくる際にはさまざまな手法を考えながらやっていく必要があるが、郡山合同庁舎については年内に結論を出し、平成28年度までに資産戦略を立てるとのことであるからこれ以上は聞かない。

本庁舎についても、来年度当初予算に3～5億円を積み重ねれば県民は納得しない。そうでなければ、今の知事はやる気がないと言わざるを得ない。我々が家をつくったり事務所をつくる際には、資金計画を立てるのは当たり前である。ぜひそういうことで進めてほしい。

阿部裕美子委員

東日本大震災後、学校や保育所などさまざまなところで耐震化を急がなければならないという課題や、そのほかの課題が重なっていると思う。

優先課題がどこにあるかを含め、全体的な状況を踏まえて計画を出すと思うが、県内の課題を総合的に踏まえて対応するよう意見を述べておく。

## ( 6月26日(木) 知事直轄)

星公正委員

立命館大学のびわこ・くさつキャンパスにおける発信とは具体的にどのような事業を行ったのか。



広報課長

今年6月1日に、立命館大学のびわこ・くさつキャンパスの20周年を記念したイベントがあった。そのイベントに本県の広報課、農産物流通課、観光交流課が参加し、ステージ上で、本県に来て活動している学生やNPOに「本県の今」について発表してもらったり、物産ブースでは、本県が取り組んでいる農産物検査体制の説明や販売、観光交流関係ではデスティネーションキャンペーンの紹介を行うなど、ステージ上と外が一体となって本県の今を伝える活動を行った。

星公正委員

その活動は、立命館大学と締結している協定の一環ととらえてよいか。

広報課長

そのとおりである。

宮下雅志委員

週刊ビッグコミックスピリッツの「美味しんぼ」問題では、これまで、風評を払拭しようとしてさまざまな情報を発信し、努力してきたものが巨大雑誌が取り上げただけで一遍に吹き飛ばほどの大きな影響が出たと感じている。

2月定例会では、平成26年度は戦略的な情報発信を庁内連携してやっていくことも議論したが、今回の「美味しんぼ」問題を受け、今後の広報のあり方について、改めて検討した点があれば聞く。

広報課長

「美味しんぼ」の関係については、県として、小学館から意見を求められたことに対し、今回はいろいろな意見の中の一つの意見だけが出たが、そうではなく、いろいろな意見を取り上げるよう要望した。

現在、全庁的に情報発信の分析事業に取り組んでいるが、例えば今回の「美味しんぼ」の情報に対してどのような反応があったとか、県内外からどのような意見が出ているかを分析しながら、県の発する情報については、「伝わる発信」ということを念頭に置いて発信していかなければならないと考えている。

宮下雅志委員

課長答弁のとおり、「美味しんぼ」の意見はあくまで一つの考え方だと思う。

今回、知事が遺憾だとのコメントを出した後、国も相当批判的な論調になった一方で、表現の自由に対する圧力だとか、自主避難者からは自分たちの思いを代弁しているとの声が寄せられるなど、非常に難しい問題だと感じた。しかし、科学的、医学的根拠に基づいて情報を発信していくことが非常に重要な切り口だとも改めて感じた。

以前、県立医科大学の調査に行った際、医大側から、今回の原発事故で特殊出産の発生件数は震災前と比べて全く変わっていないと聞いた。医大側はそれを当たり前の情報として持っているが、県民はなかなかそうした情報に触れる機会がない。その際、科学的、医学的な根拠に基づいた数字なり実態をしっかりと県民に伝わる形で出すよう求めたところ、医大側からは、確かにこれまでは情報発信について余り意識していなかったとの話があった。そういう情報を出していけないと、ネット情報や根拠のない情報で攪乱されてしまう。

今年度は、戦略的情報発信事業の中で、計画段階から各部局が連携して情報発信に取り組むとのことであるが、例えば医大や会津大学など外郭団体や関連団体とも連携を密にして科学的根拠に基づいた情報を出していくことも必要ではないか。

直轄理事兼安全管理監

私は医大に3月までいたが、医大内部でも情報発信が非常に足りないことを議論していた。医大は、実質的に県民健康調査を担当しているが、震災の年の10月から調査を始め、ある程度の蓄積があるにもかかわらず対外的に出しておらず、特に国際的に英文で出すなどの努力をしていない。その点が課題だということで、今後進めていくことになっている。

また、「美味しんぼ」に対する抗議文の中でも触れたが、放射線に関する世界的な権威ということでは、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）がある。同委員会が昨年、低線量被曝による影響は特に認められないとの報告書をまとめており、医大と保健福祉部が協力し、同委員会の報告会を県内数カ所で行う検討がなされていると聞い

ている。

そういう意味で、科学的知見をきちんと県民に伝えるとともに、世界に向けて発信していくことは非常に重要だと考えている。

阿部裕美子委員

科学的な見地に立ってとのことではあるが、広島、長崎の原爆被害やチェルノブイリ、スリーマイルなど、それぞれ状況が異なっている。福島原発事故のこうした事態の中で、この先どのような被害が発生するかはまだ検証されている状況ではなく、それを断定的に論ずるには、何十年も経過を見ていかなければならない。

広島、長崎の原爆被害では、数十年を経て染色体異常が出たり、ぶらぶら病の問題や黒い雨の経過の問題など長期にわたって検証されなければわからない問題もある中で、これが科学的な見地と言い切るためには多くのことをクリアしなければならないのが現実だと思う。

専門家の中でも、放射線量の経過や検証についてはまだ意見が分かれており、ウクライナ医師の検証が昨年まとめられた経緯等もあるので、意見を言うてはいけないとの風潮だけは避けなければならない。今回の「美味しんぼ」騒動の中で、片方の意見だけが正しいと言い切れるのか、よく経過を見て慎重に対応しなければならない問題だと改めて感じたが、特に意見は要らない。

## ( 6月26日(木) 議会事務局)

斎藤健治委員

議員の旅費、特に交通費の対応はどうなっているか。つまり、電車に乗る場合は、グリーン車に乗ってよいのか、普通車なのか。私の感覚では、知事と議員は何ら変わらないはずだがどうか。

局参事兼総務課長

委員指摘のとおり、議員については、知事、副知事と同等にグリーン車の旅費規定が適用されると考えている。

斎藤健治委員

副知事は、ドイツやハワイに海外調査に行っているが、列車や飛行機は何に乗っていったかわかるか。

私の調査では、空港まではグリーン車、飛行機はファーストクラスである。ところが、議員の海外行政調査については、昨年も旅費額を見て驚いた。なぜあのようなことが起こるのか。予算を立てて勝手に旅行業者と契約を結ぶようだが、飛行機は何を使おうとしているのか。

我々は、議会の議決を受けて行くのである。報告書も出さなければならず、物見遊山で行くのではない。そういう中で、旅費規定以外にこれはだめ、あれはだめと言われることはない。

海外行政調査については、誰が予算を組んで業者と契約しているのか。

局参事兼総務課長

海外行政調査については、平成24年度に7年ぶりに再開された。その際、できるだけ多くの議員に復興に向けて提言していただくため、当時の既定予算の範囲内でできるだけ多くの議員に参加いただくとの趣旨で、航空券についてはエコノミークラスで算定したところであり、昨年度も今年度も同様の考え方でやっている状況である。

斎藤健治委員

1人当たり幾らという予算はとってあるはずであり、わからずに言っているのではない。変な予算の組み方をしている。ホテルは2人部屋だったのを、冗談言うなど1人部屋に直してもらった。差額をもらわんばかりのことを言うから、いいかげんなことを言うなど言ったが、それはなくなったようである。

調査は、羽田空港から乗って羽田空港で終わるため、羽田空港までは往復しなければならない。旅費がなくてどうやっ

ていくのか。風船でも飛ばして乗っていくのか。知事は公用車でやっているが、我々は公共交通機関を使っていく。その費用を出すのに問題はない。誰がそんな契約をしているのか。委員会の県外調査も同じである。

局参事兼総務課長

居住地から羽田空港までの往復旅費を含め、宿泊料と交通費については、旅費規定に基づいて支給される。宿泊料については、国内では1万4,900円だが、海外では都市ごとの区分に応じ、高いところでは1泊2万5,000円程度が支給される。また、羽田空港までの往復分の交通費についても旅費規定に従って支給する。

旅行業者とは、基本的に現地に行くまでの飛行機や、現地でのホテル、通訳やガイド、専用車両借り上げ部分について契約することとなり、旅費そのものは規定にのっとって各議員に支給する。

1人部屋、2人部屋の件については、ヨーロッパの高いホテルでは、旅費規定で定める宿泊料2万5,000円よりも高いケースがあるので、場合によっては2人使用も可能である。ただ、調査団の打ち合わせの中では、ホテルのランクを下げても1人部屋にしてほしいとの意見であったので、別途そういうホテルを探し、できるだけ自己負担が生じないよう対応していきたい。

斎藤健治委員

旅費規定による宿泊料を超えるような高級なホテルや5つ星のホテルに泊まりたいとは誰も言っていない。

直近の打ち合わせで初めて集合時刻を聞いたが、朝一番の新幹線で行っても時間的に厳しいので、前泊するしかないとの結論に達した。そうすると、前泊分の旅費が出て当たり前だが、それを個人負担しろと言っている。誰がそんないいかげんな契約をしたか聞いている。

変なカットをする必要はない。どうしても予算が足りないなら、追加予算をもらってもよい。ちゃんと予算を計算したのか。

局参事兼総務課長

居住地から羽田空港までの旅費については、別途国内旅費規定に基づいて出る。また、どうしても当日間に合わない場合には、前泊分も含め、旅費規定に基づいて支給するとの考え方であり、今のところ予算が足りないとは考えていない。

斎藤健治委員

昨年の例も聞いたが、安かろう悪かろうではどうしようもない。今回もそうだ。誰にも相談せず勝手に決めるのが問題である。予算がないならしょうがないが、予算があるのに、職員が安く安くとやって、変なカットをされたのではたまらない。

私は、別にファーストクラスで行きたいとは一言も言っていない。当たりの旅費で当たりの調査をしたい。羽田空港まで行く交通費を旅費規定どおりに出すのは当たり前であり、集合時刻に間に合わなければ前泊分を支給するのも当たり前である。そういうことをしっかり見て、その中で契約するのが当たり前であり、簡単に議員に自己負担しろと言わないでほしい。

これから県外調査に行くが、よく羽田空港で解散式をやる。解散しても交通費は払わなければならない。そういうことは必ず守ってほしい。

また、県外調査の際はできるだけ福島空港を使うべきである。それでなくても福島空港の搭乗率が悪い。機材が小さい面はあるが、早目に計画すれば席を確保できる。そこは、しっかりとわきまえてやってほしい。

我々がわからないところで変な予算の組み方をせず、旅費規定にのっとったやり方でやってもらえばよい。規定を破れとは一言も言っていない。

局参事兼総務課長

十分承知している。今回の海外行政調査については、企画コンペの段階から、安いからよいという形ではなく、金額や行程の考え方についても審査いただき、業者を決定した。その後、調査団の打ち合わせの中で、各議員の意向、意見を踏まえて修正しながら当日を迎えようと考えている。

旅費の関係については、当然旅費規定やその他もろもろの規定に基づいて支給する考え方であり、自己負担の件については、高目のホテルを設定すると定額の宿泊料を上回るおそれがあるとの話の中で、議員から安くてよいから1人部屋がよいとの話があったので、そういう形で修正している。

今後とも、旅費規定に基づく旅費の支給等について、引き続き十分留意して業務を進めていきたい。

阿部裕美子委員

議員の海外行政調査については、県民の税金を使って行うものであるので、県民の理解が得られるよう、財政的にも節約しながら十分に充実した調査内容とすべきである。飛行機にしてもエコノミーで十分であり、1泊2万5,000円といえ、一般的な海外の宿泊費はよくわからないが、まあまあのところかと思いながら聞いていた。旅費規定にのっとって対応できる場所を押さえてもらえればよいと改めて発言しておく。

## ( 6月27日(金) 人事委員会事務局)

星公正委員

警察官の採用で、特別募集とはどのようなものか。普通の募集とは異なるのか。

採用給与課長

通常、採用については4月1日を採用日としているが、警察官の場合、6カ月間の警察学校への入校期間があるので、その期間の人員不足等をカバーする趣旨で、前年の10月1日を採用日とした特別募集を行っている。

亀岡義尚委員

先般、自治体の職員募集に当たり、土木職がなかなか集まらないとの記事を見た。東日本大震災以降の復興のため民間に流れているとの理由等があったと思う。今年度の第1次試験は終わったと思うが、土木職の競争率は何倍程度だったか。

採用給与課長

今年度の土木職については、30名程度の採用予定人員に対し、62名から受験申し込みがあった。そのうち第1次試験を受験したのが51名、約1.7倍の倍率となっている。

亀岡義尚委員

昨年度の土木職の採用予定人員は何名だったか。

採用給与課長

32名程度ということで、今年度と同規模である。

亀岡義尚委員

32名程度の定員で、合格者は何名か。

採用給与課長

平成25年度における合格者数は36名となっている。

亀岡義尚委員

私が聞いた限りでは、32名の定員に満たなかったとの記憶があったが、36名合格者を出したということは、定員以上に採用できたとの理解でよいか。

採用給与課長

人事委員会は、試験を行って最終合格者を発表するが、その後については、各任命権者が採用手続を行う。その過程で辞退者が出ている可能性はあるが、合格者としてはその人数を確保している。

亀岡義尚委員

人事委員会では、辞退者数までは把握していないと理解してよいか。

採用給与課長

任命権者からの報告では、土木職については辞退者が3名あったと聞いている。

亀岡義尚委員

最終的に33名が県職員になったということでしょうか。

採用給与課長

そのように認識している。

亀岡義尚委員

仄聞するところによれば、せっかく定員があっても、一定の成績に満たず、定員割れする事例があるとのことだったので、確認の意味で聞いた。

宮下雅志委員

職員の採用は地方公務員法上、原則競争試験によるということ、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認がある場合には選考採用が可能で、本県においては競争試験によって十分な競争者が得られない場合は選考により採用を認めているとのことである。

そこで、選考採用の状況は、ここ数年来どのような状況になっているか。

採用給与課長

選考採用については、実際の採用及び試験等の手続は各任命権者が行っているもので、詳細な部分については各任命権者の対応になる。

宮下雅志委員

人事委員会の承認があった場合となっているが、人事委員会では承認を出していないということか。

採用給与課長

手続として、あらかじめ承認したものとしている職や、最終的に選考の承認を行っているものもあるということ、トータル人数については、そのような状況から完全には掌握できない部分がある。

宮下雅志委員

局長説明では「本県の復興を担っていく、熱意と使命感を持った有為な人材の確保に努めてまいりたい」とのことであるが、震災以降、本県に求められている人材像が変わってきていると感じている。議会の議論の中でも、①前例にとられない取り組み方をする②結果を強く志向した働き方をする③民間的感觉を有する一職員が必要だなど、さまざまな議論が出ている。言ってみれば、事務処理能力よりも発信力を期待する向きが非常に強くなっていると感じているが、その点に関し、人事委員会としてかかわることができるのはどのような部分か。

人事委員会事務局長

採用試験において人物を見るのは口述試験になる。口述試験は、個別面接及び集団討論と2つあり、その中で熱意や使命感をしっかり見ていきたい。そのためには、面接官を務める県職員の資質向上が求められるので、毎年、外部講師を呼んで面接官に対する研修を行っているが、その研修内容を充実させて面接官の資質向上に努めることにより、本県の復興に携わる熱意と使命感にあふれた人材を採用していきたい。

阿部裕美子委員

警察職員の自殺事案の調査結果について、昨日報告があった。50代の働き盛りの警察官が自殺に追い込まれていくのは、非常に大変な事態だと改めて感じたが、職場内のパワーハラスメント、長時間勤務による心身の疲れという問題が出されている。

今回のような事案は繰り返してはならない問題であるだけに、人事委員会は、この辺のことをどのように捉えているか。

次長兼総務審査課長

職員の健康管理については、人事委員会としても非常に大事なことで認識しており、人事委員会としては、職員の超過

勤務の状況等については毎年、勤務条件実態調査の中で調査している。また、年次休暇、特別休暇、病気休暇の取得状況等についてもあわせて調査している。

毎年10月に職員の給与等に関する人事委員会報告等を行っているが、その中で職員の勤務環境の整備についても言及し、超過勤務の縮減、仕事と生活の調和のほか、職員の健康管理の充実のため、相談体制の充実やストレス予防に関する研修等を充実するよう知事や各任命権者に対して要請している。

## ( 6月27日(金) 出納局)

星公正委員

今、大変な数の工事が発注されてどんどん進んでいる。工事検査に当たっては、担当検査官も大変であるが、業界側も膨大な書類を要求されて大変である。その辺の負担軽減や効率化について、建設業界や関連業界と話し合ったことはあるか。

工事検査課長

工事検査業務については、あらかじめ定められた仕様書、発注図書、設計図面にに基づき、それに適合しているかどうか検査を行うが、工事検査に係る部分の書類関係の整備については、仕様書で定められている範囲で行っている。

仕様書に関しては、発注部門である農林水産部の農林技術課、土木部の技術管理課が所管しており、工事検査については、書類関係のボリュームには関係なく、仕様書に基づいた書類、施工かどうか検査を行っている。

なお、検査業務については、復旧・復興の円滑化を図るため、最少のメンバーで検査を行うよう効率化を図っている。

星公正委員

中間検査について聞く。

積極的に中間検査を取り入れるとのことであるが、中間検査も工事進行中に受けるわけであるから、担当者も非常に大変である。中間検査を受ければ、それまでの書類は、竣工検査では必要ない形になるのか。効率化を図るとは、検査の効率化なのか、工事自体の効率化なのか。

工事検査課長

中間検査については、工事をとめることなく、手持ちの資料に基づいて検査するというので発注機関にもその旨通知して実施している。したがって、準備作業としては、その時点での書類を持参してもらうだけであり、中間検査において、その書類の整理内容も含めて確認を行い、竣工に向けてアドバイスができる部分があればアドバイスする。そこで指摘等を行っていない。

例えば海岸工事は、ブロックをつくり、それを海に並べる工事であるが、ブロックは陸でつくっているため、その段階で中間検査を実施すれば、ブロックの出来形や品質についてもきちんと見ることができ、竣工検査時には、並べた状況を確認すれば済むことになる。原則的には、中間検査で見えたものはさかのぼって現場も書類も見ないこととしている。

宮下雅志委員

研修について聞く。

不適正支出等があって、研修を充実させていくとの話があり、決算審査でもその確認をした。

資料が古くて申しわけないが、平成24年度の予算登録システム研修があって主幹、担当職員が対象だったものの希望者がおらず実施を見送っている。

研修については、希望者による研修とか、その立場にある職員は必ず受講しなければならない研修とか、どのように切り分けしているか。

局参事兼出納総務課長

委員指摘の研修については、人事異動でかわる際に財務会計システム操作の経験がない職員を対象に実施している研修であるが、年度末の事務作業は多忙をきわめるため経験がある職員がいれば殊さら受けなくてもよいということで、年度末の業務に遺漏がないよう実施しているものである。

そのほかの研修については、いろいろ工夫しており、例えば今年度から新任職員は必ず研修を受けるようにした。年度初めに1回、7月に1回ということで、早い時期に会計事務職員として備えるべき知識をしっかりと植えつけるようにしている。そのほか中堅職員、監督者、管理者についても、チェック体制強化のため、それぞれ受講を求めており、基本的には全職員が受講する機会を設定している。

